



市政記者クラブ加盟社 各位

盛岡市議会議員一般選挙の当選の効力の無効を 求める異議申出に対する決定について

盛岡市選挙管理委員会（委員長・小野寺正孝）は、令和5年8月28日に提起された令和5年8月13日執行の盛岡市議会議員一般選挙における当選の効力の無効を求める異議申出について、調査・審理の結果、次のとおり本件異議を棄却する決定をしたのでお知らせします。

記

1 異議申出人

盛岡市三本柳5地割20番地1 小泉 正喜

2 異議申出の要旨

申出人は、本件選挙において、当選人 縄手 豊子（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めたものである。

3 異議申出の理由

本件選挙で選挙権を有する者は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第9条の規定により、盛岡市に引き続き3箇月以上住所を有する必要がある。

しかしながら、当選人の生活の本拠は、盛岡市に引き続き3箇月以上あったことが疑わしく、公選法第9条に該当していない疑義が強く、調査が必要と思料する。

4 争点

市町村の議会議員の被選挙権は、公選法第10条第1項第5号において、当該議員の選挙権を有する者で、年齢満25年以上のものが有するとされ、市町村の議会議員の選挙権は、公選法第9条第2項において、日本国民たる年齢満18年以上の者で、引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者が有するとされている。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人は、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」、すなわち本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月（令和5年5月13日から令和5年8月13日まで）（以下「本件住所要件期間」という。）以上盛岡市に住所を有していたかどうか、という点である。

5 調査・審理の経過

当委員会は、本件異議申出について、形式的要件を審理した結果、適法な異議申出であると認めたのでこれを受理した。

実質的審理に当たっては、異議申出人に対し、公選法第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第33条の規定により、必要とする証拠書類等の物件の提出を求めたが、提出は無かった。

また、当選人に対して、公選法第216条第1項が準用する行審法第13条第2項の規定により、本件異議申出への参加を求めるとともに、同法第30条第2項の規定による意見書及び第32条第3項の規定による証拠書類等の提出を求めた。

当選人から意見書及び証拠書類等の提出があったほか、職権により物件提出の要求のほか、関係者から聴き取り調査を行った。

以上の審理手続において得られた物証、証言等を整理・分析し、慎重に審理した。

6 異議申出人の主張の要旨

両親の介護のために岩手にUターンしてきたという背景、紫波町と盛岡市との距離、転居先である盛岡市の住所が親族宅であるということ、8月下旬以降の当選人の行動等を総合的に判断すると、盛岡市の親族宅に生活の本拠があったとは考えにくく、紫波町に拠点があったと考えるのが一般的である。

7 当選人の主張の要旨

- (1) 盛岡市の実弟の住居（以下「自宅」という。）には、間借りして令和4年11月に住所を定め、生活費の一部を負担していた。
- (2) 紫波町の配偶者の住居（以下「実家」という。）には、配偶者のみが居住している。
- (3) 令和5年6月に母が介護老人保健施設に入所するまではショートステイを利用しており、ショートステイから実家に戻った際の見守りが必要であったため、必要な都度、母の身の回りの世話をするため実家を訪れていた。
- (4) 令和5年4月から紫波町にある勤務先を退職し、それ以降の生活の本拠は自宅である。
- (5) 自宅及び実家の水道使用量並びに実家の電気使用料に変化が表れている。

8 当委員会による判断

- (1) 当選人は、令和4年11月30日に盛岡市に住所を定め、同日付けで盛岡市長に転入届をしているが、当選人、配偶者及び義妹の証言から、令和5年3月までの生活の本拠は実家であったと認められ、また、生活本拠を実家から自宅に移したとする令和5年4月以降の実家の水道使用量は減少し、自宅の水道使用量については増加が確認できる。
- (2) 水道使用量のみをもって居住実態を直接裏付けるものとならないとも言えるが、客観的に居住場所を評価する事実であり、上記の水道使用量の変化は、本件住所要件期間も同様に継続している。当選人の生活本拠が実家から自宅に移ったことを否定する事情も他に見当たらない。
- (3) 母のショートステイの利用がない日は当選人が実家において起臥しなければならなかった日と判断できるが、本件住所要件期間の3箇月（93日間）のうち、10日程度であり、割合で示すと10%程度である。当選人の生活本拠が実家であったことを立証する事情も他に見当たらない。
- (4) 当選人の政治活動の記録、母の介護サービスの利用状況、関係者の証言、証拠書類又は職権で収集した物件等について、それらの個々が居住実態を直接裏付けるものとはならないが、客観的に自宅への居住を評価する事実を裏付けることはあっても、反証する事実は得られず、当選人の生活本拠が自宅であったことを否定する事情も他に見当たらない。

9 結論

以上により、当選人の本件住所要件期間の生活の本拠は自宅であったと認められ、それに反する証拠もないことから当委員会としては、当選人は本件選挙における被選挙権を有すると判断する。

よって、当選無効の決定を求めるとする異議申出人の主張には理由が認められず、公選法第216条第1項において準用する行審法第45条第2項の規定に基づき、本件異議申出を棄却する。

【問い合わせ先】盛岡市選挙管理委員会事務局長 立花恵史

TEL：019-626-7582(直通) FAX：019-626-7523